

# 農業委員会議事日程

日 時：令和7年10月28日(火)午前10時00分

場 所：千曲市役所 301 大会議室 AB

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
6. 議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
7. 議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
8. 議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について
9. 報告事項
  - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
  - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への届出について
  - (3) 農地法第 5 条第 1 項ただし書き(許可不要)による転用行為について
  - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
10. その他

〔閉 会〕

- ◎出席委員 柳澤雅仁農業委員会会長外 12 名（10 番本道ちはる委員、12 番大島康男委員欠席）  
鴫澤一義農地利用最適化推進委員外 13 名（大谷芳文推進員欠席）  
◎事務局出席者 局長 滝沢資之、次長 平塚弘太、農地係 北村一樹、岩井佳苗

### 【 会議概要 】

- 滝沢局長 令和 7 年 10 月の総会を開催いたします。  
はじめに「会長あいさつ」、柳澤会長お願いいたします。
- 柳澤会長 (会長あいさつ)
- 滝沢局長 (経過報告)
- 議 長 ここで委員の出欠等について事務局から報告願います。
- 平塚次長 (出席状況の報告)
- 議 長 定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開催いたします。  
日程第 3「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日 1 日で足りうと思  
いますので、本日 1 日と決定したいが、ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 「異議なし」と認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。  
次に、日程第 4「議事録署名委員の指名について」であります。議長から指名することに、  
ご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 「異議なし」と認めます。それでは、議長から指名いたします。  
11 番：櫻井 <sup>さくらい</sup> 信一 <sup>しんいち</sup> 委員、13 番：長浦 <sup>ながうら</sup> 一喜 <sup>かずよし</sup> 委員の両委員をお願いいたします。  
それでは、日程第 5「議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、  
事務局から説明願います。
- 平塚次長 (説明)
- 議 長 説明が終わりましたので、質疑・意見を一括してお受けいたします。
- (進行の声あり)
- 議 長 進行の声がありましたので、進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。  
「議案第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに賛  
成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、「議案第 28 号」は原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 6「議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と

いたします。事務局から説明願います。

北村主任

(説明)

議 長

質疑・意見をお受けする前に、担当委員による現地確認の結果、意見等の報告をお願いします。

13 番長浦委員

13 番長浦です。過日、横嶋推進委員と近藤推進委員と現地を確認しました。場所については、あんずの里観光会館の東側で沢山川及び道路を 1 本挟んだ東側の住宅地になります。ここに「追認」となっていますが、170 ㎡のうち 30 年前に農業用倉庫を 50 ㎡ほど建てる届出がありました。その後、今から 10 年前に農業用倉庫の用途を廃止して普通の物置として使用していると。それから残りの畑についても庭先ということで庭として使っている状況です。それで、新たに今回 4 条において許可を得た上で宅地として使用したい申し出です。今回審査しましたが、隣接農地との境界立ち合いを行っておりますし、顛末書において農地法違反について反省していること、また、今後、農地法を守っていくという誓約もありましたので農地転用してもよろしいかという意見に達しました。以上です。

議 長

担当委員からの報告がありました。質疑・意見をお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がありましたので進行いたします。質疑・意見を終結し、採決いたします。「議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決する方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので「議案第 29 号」は、原案のとおり可決されました。続いて、日程第 7「議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。

北村主任

(説明)

議 長

説明が終わりました。先月の総会で継続審議となっております羽尾 1948-1 の住宅敷地への転用について、本日、箕輪事務所の担当者の方にお越しいただいておりますので、ここで入室していただきます。

(箕輪事務所長 入室)

議 長

それでは、箕輪事務所の担当者から継続案件についての詳細説明をお願いいたします。

箕輪事務所長

(説明)

議 長

説明が終わりましたので、質疑・意見があればお願いします。

15 番竹澤委員

15 番竹澤です。更級地区の担当ですが、前回、問題となっていました勾配の関係について今回図面と共に説明されましたので、問題無いと思います。

議長	<p>他にございますか。無いようですので 箕輪事務所の方につきましては、本日はお忙しい中ありがとうございました。ここで退室をお願いいたします。</p> <p>(箕輪事務所長 退室)</p>
議長	<p>ただいま、竹澤委員からの報告がありました。農業委員会では農地法に基づき議案等の審査・判断を行っているため、施工方法など農地法の許可基準に関係の無い分野の審査はできませんので、委員の皆様のご理解をお願いいたします。</p> <p>それでは、案件1番からの担当委員による報告をお願いいたします。</p>
7番唐木委員	<p>7番唐木でございます。</p> <p>26日に北原推進委員と現地を確認してまいりました。場所は西船山通りの循環バスのバス停入り口から西へ100m位入った所です。近隣が住宅地であること。それから申請書にあるとおり隣接する耕作者の同意もあるということ。それから擁壁を設置して土砂の流出が無いようにしていることからして問題は無いと判断いたしました。</p> <p>続いて2番、中の申請です。これは実家の田んぼに住宅を建てるため転用の申請をしたいというものです。26日北原推進委員と現地確認してまいりました。</p> <p>場所は、中区の公民館から概ね200m南にいった辺りです。隣接する耕作者2名の同意もあり一部は実家の父親名義ということもあり問題は無いということ。それから、1番同様に擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ等からしてこちらの申請について問題は無いという判断をいたしました。</p>
3番中島委員	<p>3番案件についてご報告いたします。</p> <p>23日に櫻井委員と瀬下推進委員の3名で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>場所は、更埴インターの料金所を出たすぐ東のホテルと新幹線の華僑の間に位置する8筆1,098㎡の面積です。地目は畑となっていますが、現状は作付けをされておられません。</p> <p>転用の目的は当該物件の市道を挟んで隣接している武産業株式会社千曲工場における1日あたり30台前後の車両が出入りする対応として物流効率向上と交通安全確保のために隣接する農地を大型車両専用駐車場として整備をしていく計画となっております。</p> <p>この武産業株式会社は、鉄くずをチップ状にして裁断し販売する会社であります。</p> <p>大型トレーラー20トンが3台分のスペース、10トンダンプが3台、合計6台分のスペースを確保するというものです。</p> <p>造成の内容は土砂の流失防止対策として申請地周辺はプレキャスト擁壁を施工するという事です。工場であらかじめ加工されたコンクリート擁壁で囲うということです。</p> <p>雨水につきましては、浸透柵による敷地内浸透処理であります。粉塵の飛散防止のために散水する等の処置をする計画となっております。</p> <p>本件は申請地に隣接する農地はございません。東側は高速道、周辺は工場・ホテルなどで囲われており、農業には特別問題が無いと思われ容認したいと考えております。以上です。</p>
14番半田委員	<p>14番半田です。10月24日に担当農業委員と推進委員さんで現地確認を行いましたのでご報告いたします。場所につきましては、エムケー精工さんより西へ約100mのところ北は駐車場等の雑種地、東側は太陽光発電の雑種地、南側は市道5050号線、西は市道5003号線沿いにある畑で工場兼倉庫、駐車場の新設を目的とした申請です。</p> <p>転用地から土砂の流出がないように道路の境界に擁壁を設け近隣に粉塵が飛散ないように防塵ネットを設置し工事を行います。</p> <p>雨水の排水方法は敷地内に浸透施設を設け地下浸透とします。工場兼倉庫の隣接農地は無いが北が隣接地から2m～2.7m程度の高さで隣接地への影響はほとんどなく汚水の排水、用排水は</p>

下水道への接続は無いので問題は無いと思われます。以上です。

- 13 番長浦委員 5 番案件です。近藤・横嶋両推進委員さんと現地を確認してございます。  
場所につきましては、森食品の北側道路を挟んで 1 軒北側で隣接する森食品の駐車場の北側になります。今回の案件ですが祖母の家の土地にお孫さんが住宅を建てるという案件です。  
この件につきましても隣接者に事業説明をされ同意を得ていること。雑排水については公共下水道、森の集落排水に接続。雨水については地下浸透ということで隣接農地への問題は少ないということをお考えまして許可する案件であると結論付けました。
- 6 番大田委員 6 番の太田です。10 月 25 日に大島農業委員、藤岡推進委員、原田推進委員と 4 名で現地を確認してききましたので報告します。場所につきましては八幡志川のファミリーマートから一つ畑を挟んだ 50m ほど西側の位置になります。  
八幡 2192-11 と 2192-17 の 2 筆を長坂建設で取得して建売住宅を建築するというものです。  
両地ともに北側は民間アパートとその駐車場で、東西には道路、南側と西側一部の隣接する土地所有者の同意は得ております。  
生活雑排水は公共下水道への排水、雨水は地下浸透という計画であり特に問題は無いと思われます。以上です。
- 9 番滝沢委員 9 番滝沢です。8 番及び 9 番案件について担当農業委員、推進委員の 3 名にて現地確認を行いましたので報告いたします。  
8 番案件ですが、申請地は、しなの鉄道千曲駅から東へ 80m ほどのところにある畑で、隣接する北側宅地を含め住宅を建築する計画です。北側と西側は道路、東側と南側に接する面は土砂流出の恐れはないので現状のままとし、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道へ接続、隣接する農地耕作者の同意も得ており認可相当と思います。  
次に 9 番案件ですが、申請地は国道 18 号線沿いのパチンコ店 U パークの北側を東へ入りしなの鉄道を越え 1 本目の道を北へ 30m ほどのところにある農地で自宅を建築する計画です。  
北側と南側は宅地、西側はしなの鉄道、東側は水路を挟んで道路となっており周辺への土砂流出は無く現状のまま使用し雨水は地下浸透、汚水は公共下水道接続で問題無いと思います。  
以上です。
- 4 番中島委員 4 番中島です。22 日に関係農業委員と推進委員 3 名と現地調査をした結果を報告いたします。  
場所につきましては、国道 18 号線柏王の信号機から戸倉方向にあるさがみ典礼戸倉法事センターから西方約 25m にある宅地化が進む妻の父が所有する畑と隣接の雑種地を併せた土地に使用貸借権を設定して新築住宅を建築する申請です。  
申請地の北側は畑と雑種地、東側は市道、南側と西側は雑種地と畑です。隣接耕作者の同意も得ており、また雨水は地下浸透、北側と西側の隣接農地とは申請住宅から約 7m 離れており段差もないため土留め等の予定はなく汚水は公共下水道に接続予定であり問題無いと思います。  
以上です。
- 1 番山崎委員 1 番山崎です。11 番の案件ですが先週農業委員さんと担当推進委員さんと現地を確認してききましたので報告いたします。  
場所は上山田小学校西側になり県営水道上山田ポンプ場の脇を北側に入った通路の奥に住宅を建築するため既設通路を拡幅の申請です。通路東側の農地の一部を転用しますが既設通路の両側にある雨水については地下浸透としています。東側の少し離れたところに水路はありますが本工事における影響は無いと考えます。通路の西側の農地も譲渡人の所有であり特に問題無いと思います。以上です。

議 長

担当委員からの報告が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がありますので、進行いたします。

「議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり可決することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので「議案第 30 号」は、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 8「議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明願います。

平塚次長

(説明)

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。何かございますか。

(進行の声あり)

議 長

それでは採決いたします。お諮りいたします。

「議案第 31 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」原案のとおり可決することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので「議案第 31 号」は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 9「報告事項」について事務局から説明願います。

<報告>

平塚次長

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

北村主任

(2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農業用施設への届出について

北村主任

(3) 農地法第 5 条第 1 項ただし書き（許可不要）による転用行為について

平塚次長

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

ただいまの「報告事項」について、ご質問・ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

続いて、日程第 10「その他」について、事務局から説明願います。

岩井主任

(1) 農業者年金の加入推進研修会の件

平塚次長

(2) 県農業委員会大会の出欠の確認

平塚次長

(3) 忘年会の開催の件、日程など

平塚次長

(4) 活動記録用紙の提出

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、  
10月の総会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

[閉会] 午前11時15分